# 消費者委員会本会議（第498回）
# 議事録

内閣府消費者委員会事務局

# 消費者委員会本会議（第498回）
# 議事次第

１．日時　令和8年8月27日（木）　10時30分～11時33分

２．場所　消費者委員会会議室及びテレビ会議

３．出席者

（委員）

【会議室】　　鹿野委員長、黒木委員長代理、小野委員、中田委員

【テレビ会議】今村委員、柿沼委員、山本委員

（事務局）

小林事務局長、小堀審議官、友行参事官

４．議事

(1)開　会

(2)消費者基本計画の施策の取組状況等に関する調査審議

（消費者基本計画の施策の取組状況等に関する意見案）

(3)その他

(4)閉　会

《１．　開会》

○鹿野委員長　皆様、おはようございます。本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから第498回「消費者委員会本会議」を開催いたします。

本日は、黒木委員長代理、小野委員、中田委員、そして私、鹿野が会議室にて出席しており、今村委員、大澤委員、柿沼委員、山本委員がテレビ会議システムにて御出席です。

なお、善如委員、原田委員は、本日、所用のため御欠席と伺っております。

それでは、本日の会議の進め方等について、事務局より御説明をお願いします。

○友行参事官　本日も、テレビ会議システムを活用して進行いたします。

配付資料は、議事次第に記載のとおりでございます。もしお手元の資料に不足等がございましたら、事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

以上です。

○鹿野委員長　ありがとうございました。

---

《２．　消費者基本計画の施策の取組状況等に関する調査審議（消費者基本計画の施策の取組状況等に関する意見案）》

○鹿野委員長　本日は、「消費者基本計画の施策の取組状況等に関する調査審議」の一環として、消費者基本計画の施策の取組状況等に関する意見（案）について御議論いただきます。

第5期消費者基本計画の策定に当たり、当委員会は過去2回にわたる意見表明を行うなど、その策定プロセスに深く関わってきており、本計画の施策の取組状況に高い関心を持っております。

本議題に関しては、これまでに計10回の本会議において、関係省庁、有識者、消費者団体等をお招きして調査審議及び意見交換を行ってまいりました。本日は、これまでの調査審議や意見交換の内容を踏まえ、当委員会としての意見を取りまとめたいと思います。

それでは、まず事務局より15分程度で御説明をお願いします。

○友行参事官　それでは、資料1を御覧いただけますでしょうか。「消費者基本計画の施策の取組状況等に関する意見（案）」となります。

まず「はじめに」でございます。冒頭のところは、ただいま鹿野委員長から御紹介がありましたとおり、消費者委員会では2回にわたり現在の基本計画の策定に関して意見表明をしているということが記載されております。

それから、「そのため」の段落でございます。消費者委員会から、1つ目は、意見表明を行い基本計画に施策が盛り込まれている取組、それから次の行ですが、特に重要な消費者

問題に関わる取組、そして3行目のところ、生命・身体の安全及び財産の保護等の観点から迅速な対応が求められると考えられる取組などを中心に、委員会のほうで御審議いただきました。この意見につきましては、それに基づき意見を述べることとするとされております。

「なお」のところですが、本調査審議は、基本計画中に示された3年目を目途に行われる中間点検ではないが、進捗状況の点検の一環であり、関係行政機関におかれましては、基本計画に記載された施策の充実強化等に役立てられることを期待するとされております。

それでは、「1　基本的な施策について」でございます。

「（1）持続可能な地方消費者行政のための機能強化及び広域連携支援」という見出しがつけられております。

2ページ目でございますが、交付金のところでございます。交付金の新たな枠組みについては、地方公共団体への丁寧な周知と活用の支援を行うこととされております。

それから、「加えて」のところでございます。交付金の支援メニューとして掲げられた消費生活相談体制の広域連携の推進、相談と見守りの連携強化、消費生活相談員等の担い手確保及び人材育成の強化等については、特に重要度が高い課題となっているというような御指摘がなされております。

それから、最後に「さらに」というところでございます。今後、人口が減少するというような状況を踏まえまして、相談業務の効率化・高度化や消費生活相談員の負担軽減を図ることとされております。

「（2）情報流通プラットフォーム対処法関連施策」でございます。こちらにつきましては、1つ目の段落の最後の行のところ、関係行政機関と連携して、情報流通プラットフォーム対処法第26条に関するガイドラインの規定の充実を図ることとされております。

「加えて」の段落の上から5行目の真ん中辺りからでございます。違法・有害な情報の投稿を未然に防ぐためのUI･UXを含むサービス設計上の工夫を求めることとされております。

それから、「さらに」以降でございます。ICTリテラシーの向上等の情報流通の課題に取り組むことということが記載されているところでございます。

「（3）消費者教育の推進」でございます。

2ページの下から2行目のところからでございますが、社会経済環境のデジタル化を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係行政機関におかれては、学校・地域・家庭・職域等のライフステージに応じた様々な教育の場を活用しつつ、デジタルやAIに係る「消費者力」を高めるための取組をはじめ、体系的・継続的な消費者教育に引き続き取り組むこととされております。

「なお」のところでございます。「消費者教育の推進に関する基本的な方針」につきましては、アウトプット指標、アウトカム指標を整理し、KPIを設定することが望ましいとされております。消費者庁及び関係行政機関におかれましては、教材や講座の提供にとどまらず、消費者の理解や行動変容、被害防止につながっているかどうかという観点からの検

証が重要であることを踏まえ、学んだ知識を行動につなげる取組を推進し、施策の実効性向上を図ることとされております。

次に、「また、消費者庁は」というところでございます。消費者教育推進地域協議会の設置、それから消費者教育コーディネーターについて記載がされております。特に消費者教育コーディネーターにつきましては、中核市における配置は依然として低いことを踏まえ、それぞれの地域の特性に応じた質の高い消費者教育が実現されるよう、更なる取組促進を図ることとされております。

文部科学省におかれては、学習指導要領の改訂や情報教育の充実に向けた検討が進められているところであるが、消費者を取り巻くデジタル環境が急速に変化し、消費行動にも変化が生じていることなどを踏まえ、キャッシュレス化への対応や生活上起こり得るリスク管理を踏まえた家計管理の充実など、自らを守り、主体的に行動できる消費者の育成に資する消費者教育について義務教育段階から取組を推進することと記載されております。

また、金融庁におかれましては、金融経済教育推進機構と共に、資産形成に関する知識の普及に加えまして、多重債務の防止、金融犯罪への対処、キャッシュレス決済の仕組み、金融商品・サービスに関する適切な判断力の向上のための教育について、引き続き充実を図ることとされております。

「（4）成年後見制度等の活用に向けた取組」でございます。まず最初に、今般の成年後見制度の見直しにより、新制度における補助人の代理権・取消権の対象行為が限定され、必要性がなくなったと認められれば終了できる制度となったことは、本人の自己決定権を尊重し、利用しやすい制度を志向したものということで理解すると記載されております。

「一方で」というところでございます。下から4行目からですが、制度利用の隙間を狙った消費者被害が増加することは望ましくなく、周囲が早期に当該消費者の保護や被害回復の必要性に気づける体制を築くこと、法制上の措置も含めた検討を進め、必要な措置を講ずることが重要であるとされております。

4ページ目に参ります。

厚生労働省におかれては、地域福祉における対応として、第二種社会福祉事業による本人への支援、重層的支援体制整備事業、消費者安全確保地域協議会の制度との連携も引き続き推進していただきたいということが記載されております。

また、新しい第二種社会福祉事業においては、入院・入所等の手続、死後事務支援が加わっております。これらについては、いわゆる日常生活自立支援事業を拡充するものとなっておりますが、都道府県に対する届出制であることから、多様な事業主体が参入することが想定され、事業の質を担保することが困難となる懸念があるということでございます。厚生労働省におかれては、事業の質を担保するための実効性ある方策を引き続き検討することと記載されております。

「（5）製品安全に向けた取組」でございます。

「ア　エレベーターの安全」であります。国土交通省におかれましては、戸開走行保護

装置の設置促進、エレベーターの適切な維持管理に向けた周知啓発等、多面的な取組が進められていることが分かり、そちらの施策は一定の評価ができると記載されております。

しかしながら、引き続きエレベーターの戸開走行の危険性について、社会全体への周知を図るとともに、既設エレベーターへの戸開走行保護装置のさらなる設置促進に取り組むことということが記載されております。

また、その3行下辺りからですが、具体的に同装置の設置状況を示す表示の工夫や、不動産取引における重要事項説明書に同装置の設置の有無を明記することなど、様々な工夫に取り組んでいただきたいということでございます。

それから、5ページ目でございます。

「イ　製造物責任」でございます。消費者庁が製造物責任法に基づく訴訟情報を継続的に収集・公表していることに加え、製造物責任について有識者・実務家へのヒアリングや海外法制の調査を実施していることが調査審議の中で確認されました。

一方、現行の製造物責任法においては、製造物は「製造又は加工された動産」とされております。ソフトウェア自体のような無体物は対象外とされているほか、製品流通の国際化、越境ECの発展に伴う製造業者への責任追及が困難となる場合があるということでございます。また、訴訟実務においては、欠陥の有無及び損害との因果関係の立証において、消費者に重い負担が課されているというような有識者のコメントもございました。

さらに、デジタル化の進展等を踏まえまして、例えばEUでは製造物責任の対象や責任主体の範囲の拡大に加え、被害者側の立証負担の軽減を図るなどの方向で見直しが進められているところでございます。仮にその方向で法改正・運用がなされた場合には、日本の現行法における保護水準との間に格差が生じることが懸念されるということが記載されております。

「（6）賃貸住宅管理制度の実効性向上を通じた賃貸住宅における消費者の安心の確保」でございます。2段落目でございます。国交省におかれましては、様々な取組を行っていらっしゃるというところでございますが、その上で、賃貸住宅管理が法に則り適正に行われれば、消費者が安心・安全に住まいを確保でき、不動産トラブルの未然防止にも資することを踏まえ、賃貸住宅管理業者登録制度の認知度の向上、メリットの周知など、事業者にとって、任意登録のインセンティブとなるような施策を講ずることということが記載されております。

6ページ目に参ります。

「（7）機能性表示食品に関する対応」でございます。2024年に発生した小林製薬株式会社の紅麹関連製品に係る事案後における機能性表示食品に関する対応に関して、同年9月1日付で、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造から最終製品の出荷に至るまでの工程へのGMPの遵守が要件化されました。また、「健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合」に、都道府県知事、消費者庁長官へ報告することが義務化されました。加えて、その2行下でございますが、届出者が届出後の遵守事項を遵守し

ていることを定期的に自己評価するというような枠組みも開始されております。

「その上で」というところでございます。消費者庁、厚生労働省においては、制度改正後の動向の変化、上述の制度の見直し、GMP要件化に伴う確認結果などにつきまして、定期的な公表を行うとともに、必要に応じて消費者委員会への進捗状況の報告を行うこととされております。

7ページ目に参ります。

「(8) サプリメント食品に関する対応」でございます。2段落目のところでございます。2025年の11月から厚生労働省の部会及び消費者庁の部会におきまして、「サプリメント規制の在り方」について検討が行われてきたところでございます。その結果、サプリメントの定義において、過剰摂取のおそれがあるものも「サプリメント」の範囲内と整理されたということや、錠剤、カプセル剤等食品に関しては原則GMPの遵守義務を求めること、健康被害情報の報告において、機能性表示食品等と同様、健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合に報告を義務化するということがなされております。その点につきましては、消費者安全の観点から一定の評価ができるとされております。その上で、厚労省及び消費者庁におかれましては、今後のGMP遵守状況の監視に当たって、既存の営業許可及び届出制度の中で、そうした対象となる施設・業種をあらかじめ把握する方法を活用しつつ、必要な監視体制を確保することにより着実に実施することとされております。

8ページ目に参ります。

「サプリメント食品に関する対応」の続きでございますが、8ページ目の上から3行目のところ、「また、広告規制については」という記載がございます。この点につきましては、2024年7月に「サプリメント食品に係る消費者問題に関する意見」にて意見を発出しているところであり、引き続き検討することという形になっております。

「(9) 新未来創造戦略本部における取組と成果の本庁との連携及び全国展開」についてであります。消費者庁の新未来創造戦略本部については、全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点、消費者政策の研究拠点、新たな国際業務の拠点等として活動されております。

そのモデルプロジェクトにつきましては、実証したい内容に照らして実証地域が限定的である場合などについては、データサンプルの蓄積が十分でない可能性が懸念されるというような御指摘がなされております。このため、徳島県内及びその近隣地方公共団体を対象とした実証地域の拡大を図ること、また、EBPMの観点にも留意して、政策の効果検証を行いながらプロジェクトを進めること。

その上で、消費者庁本庁及び新未来創造戦略本部が十分に連携し、その成果を各種施策に活用することということの記載がございます。

次に、「2　中間点検の在り方について」でございます。

基本計画におきましては、その基本計画の決定から3年目を目途に中間点検を行うとされております。消費者庁及び関係行政機関におかれましては、下記の各項目において十分

に検討の上、可能な限り対応されたいということでございます。

「（1）中間点検で説明すべき事項について」でございます。

9ページ目でございます。

中間点検の実施に当たっては、以下の事項を明示すべきであるということでございます。1つ目として、基本計画第2章の2の中に、「目指すべき社会の姿」において示されている「本計画期間中の目標」及び「2040年に向けた目標」の達成状況についてでございます。2つ目として、計画最終年度における各施策及び目標に関する達成又は未達成を評価する方法でございます。

あわせて、この意見の中で述べました「1　基本的な施策について」で意見を述べた事項についても、その実施状況と今後の取組予定を示すこととなっております。

「（2）消費者等の意見の反映について」でございます。中間点検の結果を取りまとめる際には、パブリックコメントなどを行い、消費者等の意見を反映するよう努めるべきであるとされております。

最後に、「3　全体に関する事項について」でございます。関係行政機関においては、各施策の推進に当たり、効果測定及び検証の実施も含めたさらなるEBPMの推進に努めるべきとされております。

加えて、消費者委員会が発出する意見及び中間点検のパブリックコメントなどの意見聴取の結果、消費者を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、消費者庁におかれましては、必要に応じ基本計画を改定されたいということでございます。

御説明は以上です。

○鹿野委員長　御説明ありがとうございました。

それでは、これより質疑応答と意見交換としたいと思います。時間は約40分、11時半頃までを予定しております。いかがでしょうか。

小野委員、お願いします。

○小野委員　私からは3番目といいますか、報告書で言いますと2ページ目になりますが、「（3）消費者教育の推進」について意見を申し上げます。

まず、消費者教育はどんな局面にあるかといいますと、いわゆる知識偏重型から行動変容を促進するものにいかに移していくかがポイントになると思います。報告書にも、教材の作成とか講座の開催といったこと、さらにそれを消費者が主体的な判断、それから行動変容をしていく、インプットからアウトプットにシフトしていくことが読み取れます。

その際にその効果を確認するためにはKPIの設定が重要であり、これはいろいろな立場の人が検討するためには根本的に必要だと思います。その意味では、金融経済教育推進機構に御説明をいただいた本会議での資料は大変役に立ちました。

このようにAIとかキャッシュレス決済が急速に普及をする中、関係省庁の御協力でぜひこういった数値目標といったもの、そしてその測る対象については、知識偏重からどのように行動変容につながったかといったような枠組みの検討をさらに進めていただきたいと

思います。

もう一点申し上げます。

質の高い消費者教育をいかに全国的に展開していくかということなのですが、義務教育、これは全国で学習指導要領に基づいて実施をされておりますので、そこで平均的な質といったものを担保する。さらに、消費者教育は社会教育ということで、社会人、もっと言いますと高齢の方々も対象にするわけです。義務教育だけではない社会教育も併せてということで改めて確認をしたいと思いますが、そのときの地域での拠点ということですと、消費者教育推進地域協議会の設置、それから消費者教育推進計画の策定、こういったものが地域によって、住んでいるところによって差があっては、消費者一人の小さい規模では動きませんので、ぜひその充実をと思います。

それから、消費者教育コーディネーターです。私自身も、東京都にキャンパスのある大学で東京都にお世話になりながらいろいろ取組をしているところでございますが、そうはいかないところでも、いろいろな制約があるということは承知しているのですけれども、核となる人材が活躍できるような法整備であったり、あるいは人的なサポートといったことを進められるように、国のレベルでないとできないことはたくさんあると思いますので、本会議でも意見を申し上げ、また、報告書にも反映をいただいたという経緯がございました。

特に質問ではないのですが、この報告書の内容について私は消費者教育を専門にしている立場から改めて意見を申し上げました。

以上でございます。

○鹿野委員長　ありがとうございました。

消費者教育について、専門的な御研究もなさっている小野委員から御意見をいただきました。

柿沼委員、お願いします。

○柿沼委員　柿沼です。よろしくお願いいたします。

私からは3か所について少し意見をお伝えしたいと思います。

まず1つ目の「持続可能な地方消費者行政のための機能強化及び広域連携支援」のところですけれども、広域連携についてですが、人口減少や高齢化の進行を見据えた推進ということで、避けられない課題となっていることは理解しています。しかし、広域化によって相談の敷居が高くなったり、相談をためらう消費者が生じるおそれがある点について強い懸念を抱いています。

電話ではなく消費生活センターの窓口で対面して相談したいという相談者が今でも多くいます。ですので、広域連携の推進によってこのような影響が生じないよう、さらなる相談しやすい環境を維持したり確保するための取組を講じていただきたいと考えます。

また、相談業務のデジタル化ですが、次期PIO-NETの導入については、相談業務の効率化・高度化という本来の目的が十分に達成するとは大変言い難い状況です。デジタル化の推進

は重要であるものの、現場の実情を踏まえた改善が当然不可欠だと思います。

これらの課題に対応するに当たり、消費生活相談員、とりわけ中小規模の自治体で相談業務を担う相談員の意見を丁寧に聴取していただいた上での制度設計や運用の取組を行っていただくことを今後も強く要望いたします。

それから、2つ目です。賃貸住宅に関する部分ですけれども、相談件数が高止まりしている現状であるということで、業界団体との連携を深めていただくということと、借主の視点も取り入れた取組を進めていただきたいということは強く求めます。

また、相談で多い退去時の原状回復についてです。退去時の精算については、基本的には原状回復ガイドラインに沿った適正な対応が行われるよう、貸主や借主会社への周知を今後も強化していただきたいです。

また、私の意見になりますが、精算の公平性を担保するためには、借主、貸主、双方に対して中立的な第三者機関の設置などを国を挙げて設けることも有益と考えておりますので、お伝えしたいと思います。

それから、（7）、（8）に係るところですけれども、機能性表示食品とサプリメント食品の箇所についてです。こちらは両方とも医薬品と違って子供が手にする機会がとても多いです。広告によって、誤った期待や過剰な摂取、それから複数サプリの併用などによって､子供が健康被害に巻き込まれるという危険性がありますので､こちらについては今後、新たな、まして今も視点として入っているとは思うのですけれども、その辺りについても今後も引き続き御検討していただきたいと思います。

こちらの3点についてお伝えいたします。

以上です。

○鹿野委員長　ありがとうございました。

続きまして、今村委員、お願いします。

○今村委員　今村です。

食品関係のところ、私からもコメントさせてもらいたいと思います。（7）と（8）に当たるところですけれども、まず機能性表示食品については、御案内のとおり小林製薬の紅麹製品の事件をきっかけとして規制強化が図られて、この9月から完全実施ということで、それに伴って様々な改正がなされていますので、その改正がGMPの要件化などを含めてちゃんと運用されているかということを確認していくというようなことが必要だと考えています。

原材料についても、通知ではありますけれども、ある程度規制がかかるように配慮していただいているというところもその後の動きであると思います。

続いて、サプリメント食品についてなのですが、機能性表示食品は食品表示部会で議論してきたわけですが、サプリメント食品そのものの規制については食品表示の話ではないということで、本会議での議論が行われてきたと理解しています。その中で、サプリメントの定義が今回提案されて、それに併せてGMPの義務化と監視体制の強化が今、報告書に出

されて、制度化が進んでこようとしております。

この流れそのものは我々も望んできたものがありますので、ぜひそれを遵守していきたいと思いますけれども、併せてサプリメント表示をしていく必要が出てきておりまして、これまた表示の問題として、こちらの消費者委員会に戻ってこようとしております。食品表示部会のほうでもこのフォローを続けていきたいと思いますし、実際どのように表示していただいて、それを監視していくということも含めて、このサプリメント食品への規制がちゃんと運用されるように、我々としてもフォローしていきたいと考えております。

今村からのコメントとしては以上です。

○鹿野委員長　ありがとうございます。

それでは、中田委員、お願いします。

○中田委員　現時点の意見案の御説明ありがとうございます。

これまで担当省庁にヒアリングをさせていただきまして、各施策において一定の定性的な進捗が見られることが確認でき、関係省庁及び担当課の皆様には、計画にのっとり消費者行政における課題解決に御尽力いただいていると感じております。

その上で2点コメントをさせていただきます。

1点目は、2025年3月に制定された5か年計画のうち、この時点で約1年半が過ぎたわけですが、5か年で達成すべき目標に対して、スケジュール管理上、どの時期までに具体的な目標に対してそれぞれどこまで達成できている必要があるのか。あるいは、5か年の目標に対して、現在は想定どおりか、それ以上のスピードで推進しているのか、あるいは推進が何らかの理由で遅れているかが見えてこない点は正直気がかりであります。また、同時に、私たち消費者委員会としても、施策の進捗動向の評価の難しさにも直面しております。

その上で、8ページ目の「2　中間点検の在り方について」という項目及び各施策の項目にも何度も記載がございますが、定量的なKPIや客観的なEBPMの手法を用いられて、想定どおりに進んでない場合は、タイムリーにその要因を突き詰めて解決する必要もあると考えられ、消費者庁及び担当省庁には、3年目をめどに行われる中間点検に向けて、あるいはもしかしたら3年たってからの進捗評価では遅過ぎるので、できれば早急に5か年計画目標に対してEBPM等を用いて推移の進捗確認を行っていただき、その推移のモニタリングと共有をお願いできればと感じております。

2点目については個別の案件なのですが、徳島にある新未来創造戦略本部が2020年に本格稼働が開始されてほぼ6年がたつ中、現時点では徳島県などの実証フィールドで得られた先駆的な成果や知見がその地域にとどまっていることは少し残念であると感じておりまして、全国の地方自治体や地域においても活用いただくべく、新未来創造戦略本部だけではなくて、消費者庁本庁もその成果を全国規模の消費者行政に活用することに主体となって動いていただけることが今回の提案書には盛り込まれているので、その点は今後の成果として期待をしたいと考えております。

以上です。

○鹿野委員長　ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、黒木委員長代理、お願いします。

○黒木委員長代理　ありがとうございます。

内閣府消費者委員会が2026年にこの問題について精力的に審議を行い、本意見書を発出することには意味があると思っています。これは今、中田委員がおっしゃったとおりです。以前は基本計画に関する工程表があり、工程表についてパブリックコメントが行われていました。そのため、多くの市民・国民が、パブリックコメントに対応することを通じて、基本計画の進捗状況を自らの問題として考える機会がありました。しかし、その機会はなくなってしまいました。したがって、当委員会が消費者基本計画に関与する方法として、進捗状況の点検は必ず行わなければならないことであり、今回このような意見書を発出することは、内閣府消費者委員会の機能として当然のことだと考えています。

その上で、幾つかの論点についてコメントします。まず、成年後見制度の活用に向けた取組についてです。今年6月9日の第491回本会議で、特別国会において成年後見制度が大幅に見直され、補助に一本化するという大きな法改正がなされることについて、御説明をいただきました。この法改正にはいろいろな評価があるでしょうが、法律は既に国会で成立しています。そのため、この法改正を社会の中でどう受け止めるのかという観点で本意見書がまとめられていることには意味があると思っています。その上で、私のコメントは次のとおりです。第二種社会福祉事業の改正によって中核組織を充実させていく必要がありますが、施行までの間に各基礎自治体でどこまで中核組織の充実が進むのか、また、中核組織と消費者行政の組織との連携がどうなるのかは、今後の課題です。そもそも、厚生労働省が示した中核組織のイメージには消費生活センターなどが含まれていないという資料上の問題もありました。この点については、当委員会として今後も考えていかなければならないと思っています。

次に、エレベーターの戸開走行保護装置についてです。第485回本会議で国土交通省からヒアリングを行いました。これも非常に重要な問題だと思っています。とりわけ、既存不適格という建築基準法上の問題をどう考えるのかという重要な問題を、本意見書では提起しています。既存不適格であることが今後の取引の中で明確になるようにすることが大切です。例えば、エレベーターが設置されている商業施設や区分所有建物の売買において、不動産取引の重要事項説明書に同装置の設置の有無を明記すれば、買主と売主のそれぞれが戸開走行保護装置の意味を理解できるようになります。この点で、本意見書の指摘は非常に重要だと思っています。

次に、製造物責任法についてです。直近では、6月22日の第493回と6月29日の第494回の本会議で議論をしました。その中で、率直に申し上げると、消費者庁は改正については様子を見るという説明でした。一方、ヒアリングを行った事業者2社と伊藤弁護士は、いずれも、EUの製造物責任指令の改正も含めて、越境取引を行う日本の企業はEUの法制と平仄を

合わせる必要があると述べていました。

また、現行の製造物責任法はソフトウェアには適用がなく、デジタルプラットフォームの位置づけも明確ではありません。そのため、現行法は、現代の様々な製品取引との関係で大幅なアップデートが必要です。SOMPOリスクマネジメントのプレゼンテーションでも、事業者側が改正は必要であると書いていました。したがって、消費者庁には、5年間様子を見るのではなく、本意見書に書いてあるとおり、改正に向けた検討を進めていただきたいと思います。この点は、委員会の一委員として強く申し上げたいと思います。

次に、機能性表示食品についてです。私は、機能性表示食品が食品表示基準（内閣府令）に基づく届出制であるにもかかわらず、表示の届出を基に様々な義務が課されていることは、以前からおかしいのではないかと思っていました。これに関連して、サプリメント食品への対応については、第497回本会議でヒアリングを行いました。サプリメントについては、食品衛生法第13条に基づく省令を充実させる形で制度を設計するということでした。この点について調べたところ、最高裁判所平成16年4月26日判決（民集58巻4号989ページ）は、食品衛生法上の届出に関する行為を処分と認め、行政不服手続の対象になるとしています。したがって、食品衛生法第13条に基づく省令で制度をつくれば、運用上かなり安定した形でサプリメントに関する法制度が整っていくことになります。今後定められるサプリメントの定義と、それに伴う食品事業者の様々な義務が、このような法的な裏づけを持った形で社会に実装されていくことには意味があると思っています。

最後に、中間点検についてパブリックコメントを行うべきだという点には大賛成です。パブリックコメントを行わなければ、基本計画は5年間、ほとんどの人が内容を知らないまま進んでしまうことになります。ぜひ消費者庁においてパブリックコメントを行っていただきたいと思います。

以上です。

○鹿野委員長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

もし可能であれば、山本委員、何かございますか。

○山本委員　ありがとうございます。

特にございませんが、私が少し専門的にやっているデジタル回りのところについては、特に「加えて」のところですけれども、情プラ法の中で、特に透明性規律のところで、先般も情プラ法の取組に対して、各プラットフォーム事業者が状況について一定程度を公表したわけですけれども、こういった状況に対して、ここに書いてあるとおり消費者、消費者団体の意見を取り込んでいくと。あるいはそういった消費者の目線から公表結果みたいなものを評価していくというようなことも必要になってくるのではないか。ただ、透明化、情報を出しただけではそれ以降の議論がなかなか展開していかないということもありますので、こういった一体的な取組というものも必要になってくるかなと感じております。この点は非常に重要かと考えているところです。

ほかは特にございません。デジタルポジティブアクションについては、私もこの取組については関わっておりますので、さらに一層このリテラシーのところについては取り組んでいきたいと考えております。

以上です。ありがとうございます。

○鹿野委員長　ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

参加予定の大澤委員は、参加されるのが遅れているようでして、残念ながら御発言が今までのところでいただけていないのですが、ほかの参加の委員からは全員御発言をいただきました。

今の御発言は、これを逐一繰り返すということはしませんけれども、全体的に全ての項目について、それぞれの立場あるいは専門的な見地から御意見をいただいたところだと思います。

いずれも、この資料1の意見（案）を作成するまでに、私たちのほうでかなりの時間をかけて検討してきたところでございますし、この文言の裏にある趣旨や思いなどについて、より深く強調して御意見をいただいたと思っております。

全体に関わるところとしては、これも複数の委員から御指摘がありましたけれども、基本計画の点検がきちんと行われるようにするべきであるということと、それから、間もなく中間点検の在り方について御報告があるとは思いますけれども､その中間点検も含めて、きちんと計画の進捗状況を確認し、それを踏まえて今後の改善につなげるような仕組みをつくっておかないと、基本計画をつくってもなかなかそれが今後の消費者行政の改善にうまくつながっていかないのではないかという御発言もあったところでありまして、これは意見（案）で言うと8ページから9ページの「中間点検の在り方について」に書いているところです。ここで書かれている言葉数は多くないのですが、非常に重要なところなので、ぜひこの点は消費者庁はじめ関係省庁におかれましてはぜひ留意して、今後につなげていっていただきたいと思っている次第でございます。

御意見はいろいろいただきましたけれども、この意見（案）について、特に異論はなかったと思いますので、皆様にこの内容について御了解いただいたものとして、これをもって当委員会の意見としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○黒木委員長代理　賛成です。

○鹿野委員長　ありがとうございます。会議室に御参加の方からは、全員、賛成という意思の表明をしていただきました。

テレビ会議システムでの御参加の方もよろしいでしょうか。

○今村委員　賛成です。よろしくお願いします。

○鹿野委員長　ありがとうございます。

○黒木委員長代理　山本先生と柿沼先生も賛成とのことです。

（異議なしの意思表示あり）

○鹿野委員長　全員の賛同する旨の御意見を確認することができました。ありがとうございます。

それでは、資料1の意見（案）の「（案）」を取って、これを当委員会の意見とさせていただきたいと思います。

ただいま取りまとめました意見については、消費者庁長官及び関係府省庁宛てに送付することといたします。

消費者庁をはじめとする関係省庁におかれましては、本意見の内容について十分に御検討いただいた上で、今後の取組に反映していただきたいと思います。また、今回の意見に盛り込めなかった事項については、今後、必要に応じさらに調査審議を行い、改めて意見表明を行っていきたいと考えております。

以上で第1の議題は終了とさせていただきます。

---

《３．　その他》

○鹿野委員長　続きまして、「その他」についてです。その他の第1番目として、食品表示基準の一部改正に係る答申について、食品表示部会から報告事項があります。今村委員に部会長をお願いしておりますので、今村委員から御報告をお願いします。

○今村委員　今村です。

委員長から御指示がありましたので、今村から食品表示部会についてと食品表示基準の一部改正に関する答申について御報告を申し上げたいと思います。

令和8年7月17日付で内閣総理大臣から諮問を受けて、8月6日の第82回食品表示部会で、栄養機能食品についての検討を行っております。栄養機能食品というのは、御案内のとおりミネラルやビタミンといったものについて、栄養の補助食品として食べるに当たって、表示と下限値・上限値及び機能の文言、摂取する上での注意事項などが決められているわけですが、この内容を最新の科学に基づいて修正していきたいということが諮問の来た内容であります。

この内容について食品表示部会で審議した結果、この諮問内容が適切であろうという結論に至りました。

内容的には、もともとは定期的に厚労省のほうで栄養基準については改訂されているものですし、用量や上限・下限なども、年を経るにつれて科学が積み重なると変わっていくものですので、定例的に行われている改正であると理解しております。その中でも、注意事項などについては今まで改正がなかったということで､今回踏み込んだ改定であります。

食品表示部会ではその内容をよしとして、この答申を返してはどうかということになりまして、この食品表示部会の決議を食品表示部会設置・運用規程第7条に基づきまして、委

員長の同意を得て委員会の決議とし、令和8年8月21日付で内閣総理大臣に答申を行いました。

参考資料1の答申書を今、閲覧していただいていますので、この1ページにありますとおり、諮問された改正案のとおりとすることが適当としております。

報告は以上になります。

○鹿野委員長　ありがとうございました。

以上は報告事項ということになります。

今村先生をはじめ食品表示部会の皆さまにおかれましては、熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、続きまして、「その他」の2番目として、消費者委員会に寄せられた意見書等の概要につきまして、事務局からまず御説明をお願いします。

○友行参事官　それでは、資料につきましては、参考資料2を御覧いただけますでしょうか。「消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧（7月分）」となっております。

まず1つ目が遺伝子組み換え原材料の有無がわかる食品表示制度への改正を求める意見書となっております。

右側の要望書・意見書等のポイントのところでございます。

1つ目がすべての遺伝子組み換え食品・飼料等を義務表示の対象とすることでございます。

2つ目は食品トレーサビリティ制度を確立し、表示を可能にすることでございます。

3つ目が誰にでもわかる表示にすることというような内容で御意見いただいております。

次が、「『サプリメント』規制の在り方に関する意見～事故の防止に向け、消費者目線の反映を～」というような意見書でございます。

右側のポイントのところでございます。

1番目はサプリメントの「定義」は誤解を招くというようなことでございます。生理機能の調整は食品全般の三次機能として知られているものであり、これを「定義」に位置づけることによって消費者に誤解されかねないというような御指摘でございます。

2番目はサプリメントの対象が曖昧だというような御指摘でございます。消費者の誤認を防ぐためには、サプリメントの定義は、錠剤、カプセル剤、液剤、粉末剤などの形状だけにすべきだという御指摘でございます。

3番目が健康被害情報の報告義務はあるが公表の仕組みがないという点でございます。

4番目は輸入原材料対策への検討が甘いということで御指摘いただいております。

5番目が現行のリスクコミュニケーションは一方通行であるという御指摘でございます。

6番目は「サプリメント」製造・加工施設の把握が必要ではないかということでございます。

7番目が消費者に分かりやすい表示の導入をということでございます。

8番目が適正・厳正な広告・宣伝の規制を迅速に図るべきであるということでございます。

9番目が食品被害救済制度についてでございます。その検討に速やかに着手すべきというようなことで御意見いただいているところでございます。

次に、地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書でございます。

右側のポイントのところでございます。消費者被害・トラブル額は、令和6年の1年間で約9兆円となっているということでございます。これらを防止・救済するためには、全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保することをはじめ、地方消費者行政の継続･強化が不可欠であり､喫緊の課題となっているということでございます。

その上で、まず1番目でございます。国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置制度の創設を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、今般創設した地方消費者行政強化交付金について、相当の予算措置を継続すること。

2つ目が今般創設した地方消費者行政強化交付金の運用においては、地方公共団体が活用できるよう、その意見を十分に聞くことということでございます。

次に、「『個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律』の成立にあたって」ということでございます。

こちらにつきましては､右側のポイントのところでございます｡2026年7月にこの法案は可決・成立したとされております。今回の改正で、AI開発、統計利用などを理由として本人同意を不要とする例外規定の拡大、要配慮個人情報の取扱いの緩和、情報漏えい等の本人通知義務の緩和などが盛り込まれた。しかし、こうした措置は、自らの情報がどのように利用されているのかを本人が把握し関与する機会を後退させるものであるといったような内容の意見書をいただいております。

さらに、今回の改正に盛り込まれなかった課題についてはというところで記載がございます。「特に」というところでございます。本人同意を不要とする例外規定の見直し、課徴金制度の再構築、差止請求制度の創設、集団的被害回復制度の導入などについて、早急な検討を進めるべきであるというような御意見をいただいております。

次に、「PLオンブズ会議報告会 提言」でございます。

右側のポイントのところでございます。「インターネット取引市場の拡大に伴い」というところからでございます。日本の消費者がオンラインモール等を通じて国内外の事業者が販売する製品を輸入する機会が飛躍的に増えている。一方、海外事業者が国内の消費者に直接製品を販売するケースでは、安全性に関する法的責任を負うべき国内の製造輸入事業者が存在しないといった課題があるということでございます。

今次の法改正は大きな前進であるけれども、欧米が対応しているネット取引製品が安全性を欠いていたことから生じる損害賠償への民事対応が我が国ではまだできていないといったような御指摘でございます。

次に、参考送付といたしまして、薬害オンブズパースン会議のほうから意見書が出されているところでございます。

このように団体から寄せられました意見等のほかに、個人から11件の意見書等が寄せら

れております。
　報告は以上です。
○鹿野委員長　ありがとうございました。
　これについて何か御意見、コメント等ございますか。
　小野委員、お願いします。
○小野委員　私は、製品安全について御意見をいただいていたその他2件のうちの1つ目、PLオンブズ会議の内容を拝見しまして、なるほどそのとおりだと思いました。製品安全に関心を持つということは大切でございます。日本の消費者はオンラインモールなどを通じて国内外の事業者が販売する製品を購入する機会が多く、それについての懸念、そして情報の提供、提案をいただいたところです。
　あまりにも普通のこと、つまり海外からの製品を扱うということに慣れ過ぎているところもありますので、改めてということと、それから実際に改正をされた法律についての評価、さらなる展開ということで、今後も消費者委員会として製品安全を扱っていくことになるかと思いますので、このコメントのポイントを受け止めたいと個人的に思いまして意見を申し上げました。
　以上でございます。
○鹿野委員長　ありがとうございました。
　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
　ただいま小野委員から御指摘のあった点については、先ほどの第1の議題においても、5ページの製造物責任というところで触れているところですけれども、特に近時、バッテリーの発火事故などを含めてかなり事故が多くなっています。その背景ないし大きな要因の一つには、容易に個人がインターネットのサイトで注文して、海外からのものを入手することができるようになっているところ、場合によっては、国内の製品の安全基準を満たしていないようなものさえ、国内にそういう形で出回っているということもあります。もちろん、全部それが原因というわけではないのですけれども、そういう事故もあるように伺っているところです。このような事態が拡大する前に何らかの手を打つ必要があるのではないかと私自身も考えているところでございます。
　先ほどの第1の議題のところでも、この文章の中に書かれているところではございましたが、改めて寄せられた意見書に関連する形で触れさせていただきました。
　意見書にはそのほかにも重要な項目について御指摘いただいているところがあります。これらの意見書等については、必要に応じて消費者委員会の調査審議においてあらためて取り上げることといたしたいと思います。
　意見書等を寄せてくださった方々は、どうもありがとうございます。

《４．　閉会》

○鹿野委員長　本日の本会議の議題は以上になります。
　最後に事務局より、今後の予定について、御説明をお願いします。
○友行参事官　次回の本会議の日程と議題につきましては、決まり次第、ホームページを通してお知らせいたします。
　以上です。
○鹿野委員長　それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。
　お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。